

令和7年度秦野市・東海大学提携事業計画

秦野市と東海大学は、地域社会の発展、学術研究の振興等を目的として、幅広い分野において協力関係を推進するため、次に掲げる項目において、秦野市と東海大学の提携事業を行うものとする。

1 文化、芸術及びスポーツ活動等の相互協力について

(1) 図書館活動の充実のための相互協力

ア 市立図書館及び東海大学付属図書館は、相互の図書館活動の充実のために協力する。

イ 相互協力の手続きは、「秦野市立図書館と東海大学付属図書館との申し合わせ」(平成17年8月1日施行)のとおりとする。

(2) 市民及び学生の文化、国際交流、芸術並びにスポーツ活動の支援

市及び大学は、潤いのあるまちづくりを推進するため、相互に協力し、市民及び学生の文化、国際交流、芸術並びにスポーツ活動を支援する。

(3) 施設等の相互利用について

市及び大学は、互いが所有する施設の使用について、相互に協力する。この場合における使用料は、原則として無料とし、総合体育館、文化会館等の手続き及び経費等に関する事項は、以下の取扱い基準のとおりとする。

ア 総合体育館

「秦野市と提携事業を実施する大学の有料公園施設等の使用に関する取扱基準」(令和4年4月1日施行)

イ 文化会館

「秦野市と提携事業を実施する大学の秦野市文化会館の使用に関する取扱基準」(令和4年4月1日施行)

ウ はだの丹沢クライミングパーク

「秦野市と提携事業を実施する大学のはだの丹沢クライミングパークの使用に関する取扱基準」(令和4年4月1日施行)

エ 表丹沢野外活動センター

「秦野市と提携事業を実施する大学の秦野市表丹沢野外活動センターの使用に関する取扱基準」(令和5年4月1日施行)

オ 東海大学嬬恋高原研修センター

東海大学嬬恋高原研修センター施設利用に関する覚書（平成30年12月1日施行）

2 人材派遣等の相互協力について

(1) 市民大学〈専門学習塾〉、その他各種講演会及び講座等

ア 市及び大学は、市民大学〈専門学習塾〉、各種講演会及び講座の開催について協力する。

イ 大学が市へ人材派遣等を行う場合の手続き及び経費等は、「秦野市と東海大学との提携事業における講演及び講義に係る手続き及び経費等に関する申合せ」（平成5年4月1日施行）のとおりとする。また、市が大学へ人材派遣等を行う場合は、前述の申合せに準じた手続きを行うものとする。

(2) 市が設置する各種審議会、専門委員会等

ア 大学は、市が設置する各種審議会、専門委員会等への委員の派遣について協力する。

イ 上記に伴う経費等に関しては、市の規程により運用する。

(3) 大学聴講派遣

市職員の派遣手続き及び経費等に関する事項は、「秦野市と東海大学との提携事業における大学聴講・研修派遣に関する申合せ」（昭和62年4月1日施行）のとおりとする。

(4) 資格取得等のための実習生受け入れ協力

ア 市は、教諭資格取得のため、市立中学等で教育実習生30名程度を受け入れる。

イ 市は、学芸員資格取得のため、生涯学習課で実習生5名程度を受け入れる。

ウ 市は、自治体インターンシップのため、人事課等で実習生10名程度を受け入れる。

(5) ボランティア協力

大学は、秦野市地域での学生ボランティア活動に協力する。

ア 障害者学級支援に関わる活動

イ 「大規模災害時における東海大学生による救援活動の実施に関する協定」に基づく活動

ウ 「秦野市教育委員会教科学習支援員派遣事業に関する覚書」に基づく活動

エ その他、市が必要と認め、大学が実施可能と判断する活動

(6) 中学校部活動への指導者派遣

大学は、中学生のスポーツ・文化活動をより一層充実させるため、中学校部活動に学生指導者を派遣する。

(7) たばこ祭りその他催物等への協力及び参加

ア たばこ祭への協力及び参加について

市は大学に対し、たばこ祭の各種催物への協力及び参加を求める。

イ 上記以外の各種催物等への協力及び参加（派遣）について

市及び大学が主催し、又は共催する行事の広報活動、計画立案及び参加（派遣）については、互いに協力を惜しまないものとする。

3 市と大学の連携による取組みについて

(1) 大学研究機能の活用

大学は、市の実施する各種事業（行政施策）に伴う多様な市民ニーズに対応するため、必要に応じて高度な研究機能の活用に協力する。

(2) 教育課程と市の事業の連携

市及び大学は、大学の教育課程（ゼミ活動等も含む）と市の事業を融合させる連携事業を展開する。大学は、市からの教育課程における意見等をヒアリングし、市が提供する講義、フィールドワークの場をより実践的な教育に活かしていく。また、市は大学の知見を活かし、地域課題の解決や各施策の充実につなげる。

(3) 「まちづくり」事業の推進

市及び大学は、市内4駅周辺の「まちづくり事業」並びに東海大学前駅及び鶴巻温泉駅周辺の交通問題、防犯啓発及びごみ問題等の生活環境の改善を協力して推進する。

(4) 秦野市の商工業振興のための連携

市及び大学は、秦野市の商工業振興に寄与するため、将来に向けた企業体质の強化の支援を目的とした連携事業を展開する。

(5) 特色ある子育て支援策の協議

市及び大学は、様々な形で「特色ある子育て支援策」について協議する。

(6) ふるさと納税の活用について

市は大学に対するふるさと納税として寄附金の受け入れを行い、大学へ補助金として交付する。大学は補助金を「秦野市ふるさと寄附金を活用した大学等への補助金交付要綱」に掲げる使途に沿って活用する。

4 各種事業の相互協力について

(1) 秦野市派遣型救急ワークステーション事業

市は、大学の協力を得て救急ワークステーション事業を実施し、救急医療体制に係る連携強化を推進することで、市民の暮らしの安全・安心を支える。

ア 大学は、秦野赤十字病院に派遣している救急科専門医が救急現場に出動することで、一刻を争う緊急救度・重症度の高い傷病者に対し、早期の医療介入が可能な救急医療体制を確立できるよう協力する。

イ 大学は、救急隊員の資質向上に係る再教育体制の確立に協力する。

(2) 広域連携中学生交流洋上体験研修事業

大学は、市及び4町1村が、東海大学海洋調査研修船「望星丸」を借り上げ、中学生を対象として行う、海洋での洋上体験研修事業に協力する。

5 広報活動への協力について

(1) 市及び大学は、それぞれが持つ広報手段（広報紙、掲示等）を用いて互いの広報活動に協力する。

(2) 市及び大学は、チラシや大学新聞等の広報物を互いが所有する各施設へ配布することに協力する。

(3) 大学は市に対し、献血、アイバンク、腎臓移植等に関する啓発とともに、ホームステイ、ホームビジット、ホストファミリー等の国際交流に対する広報活動への協力を求める。

6 その他

(1) 秦野市にあっては政策部総合政策課、東海大学にあっては学長室総務（地域連携・後援会）担当を提携事業の所管課とし、人材派遣や施設借用等に関する手続きにあたっては、これらの所管課を窓口とする。

(2) 運営協議会が開催できないときに、同協議会で審議する事項が生じた場合は、市長及び学長の承認により決定する。

(3) この実施内容に疑義が生じたとき、又は新たに追加すべき事項が生じたときは、その都度幹事会において協議する。

(4) 秦野市と東海大学との提携事業に関する申し合せについては、隨時見直しを行う。

以上